

被災者生活再建支援金（基礎支援金）の 申請期間が延長となりました。

変更前：平成29年5月13日 → **変更後：平成30年5月13日（1年間延長）**

※加算支援金の申請期限は平成31年5月13日まで

◇被災者生活再建支援金について

平成28年熊本地震により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯（「被災世帯」）に被災者生活再建支援金（「支援金」）を支給し、生活の再建を支援するものです。

■支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額です。

A 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

B 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（単位：万円）

区分		A 基礎支援金 (住宅の被害程度)	B 加算支援金 (住宅の再建方法)		計 (A+B)
複数世帯	全壊世帯	100	建設・購入	200	300
	解体世帯		補修	100	200
	長期避難世帯		賃借	50	150
	大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100

※単身世帯の場合、上記金額の4分の3の金額となります。

※解体世帯とは、半壊解体世帯、敷地被害解体世帯をいいます。「半壊」または「大規模半壊」の住宅被害を受け、あるいは住宅の敷地に被害が生じるなどして、そのままにしておくとは非常に危険であったり、修理するにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合は、「解体世帯」として、「全壊世帯」と同様に扱われます。

※応急仮設住宅（みなし仮設住宅）および公営住宅入居中は、加算支援金は適用されません。申請期間中に仮設住宅などから転居する場合などは加算支援金が申請できます。

※長期避難世帯とは、避難指示などが解除される見通しがなく都道府県において認定された世帯です。

■提出書類など

申請に必要な書類は、被害の状況により異なります。

基礎支援金	- 被災者生活再建支援金支給申請書 - 住民票 - り災証明書 - 振込口座の通帳の写し - 滅失登記簿謄本または解体証明書（村が証明書を発行） 〈住宅が半壊または大規模半壊し、住宅をやむを得ず解体した世帯〉 - 長期避難証明書
加算支援金	住宅の建設、購入、補修または賃借が確認できる契約書などの写し

〈申請先・問い合わせ〉 役場 住民福祉課福祉係 TEL (67) 2702
月～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分